

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
1	2	1	4	6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守ると <u>いう災害の基本原則に立って</u> 、食料、飲料水その他の生活必需物資の <u>3日分の備蓄に努める</u> とともに、・・・	6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守る <u>ため</u> 、食料、飲料水その他の生活必需物資の <u>備蓄などの手段を講じる</u> とともに、・・・	県の防災計画との整合
1	2	2	9	(10) 関西電力㈱ (滋賀 <u>支社</u>)	(10) 関西電力㈱ (滋賀 <u>営業所</u>)	組織改正
2	2	1	16	第1節 人口 ・・・ 平成 <u>27</u> 年 10月 1日現在の国勢調査によると、市域の人口は <u>137,327</u> 人、世帯数 <u>60,206</u> 世帯、一世帯あたりの	第1節 人口 ・・・ 平成 <u>22</u> 年 10月 1日現在の国勢調査によると、市域の人口は <u>130,874</u> 人、世帯数 <u>57,318</u> 世帯、一世帯あたりの	27年 10月 1日の国勢調査のデータ
2	2	3	16	第3節 建築物 市統計書によると、市域の家屋の状況は平成 <u>27</u> 年 1月 1日現在、総棟数 <u>49,255</u> 棟、うち、木造建物 <u>33,818</u> 棟であり、・・・	第3節 建築物 市統計書によると、市域の家屋の状況は平成 <u>22</u> 年 1月 1日現在、総棟数 <u>47,488</u> 棟、うち、木造建物 <u>32,470</u> 棟であり、・・・	逐次修正
2	2	4	18	3 工業 ・・・本市の産業構成は、近年弱電部門以外の企業進出があるものの、電気機械器具部門の割合が <u>出荷額の6割を超えており</u> 、偏りがみられる。	3 工業 ・・・本市の産業構成は、近年 <u>食品部門の研究所等</u> 弱電部門以外の企業進出があるものの、電気機械器具部門が <u>出荷額の62%を占めており</u> 、偏りがみられる。 <u>最近では、市内の中小企業において、市街地の拡大等に伴い周辺環境との調整がつかずに市外への工場移転</u>	H27年度版草津市統計書より H24年度データ参照

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
					<u>が進んでいる。</u>	
2	2	7	19	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、平成 <u>27</u>年4月1日現在の消防水利基準適合する防火水槽は <u>543</u>基、消火栓は <u>2,349</u>基、その他の水利（濠・池）が1箇所整備されている。</p> <p>市の消防団は1団（<u>9</u>分団、条例定数 <u>274</u>人）であり、平成 ____年 ____月 ____日現在の充足率は ____%（ ____人）であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。（H<u>27</u>年版滋賀県消防防災年報による）</p> <p><u>災害時の外国人被災者への通訳、翻訳支援、平常時の外国人への災害に対する啓発を行う目的として消防団本部に「機能別消防団員」を編成した。</u></p>	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、平成 <u>26</u>年4月1日現在の消防水利基準適合する防火水槽は <u>542</u>基、消火栓は <u>2,348</u>基、その他の水利（濠・池）が1箇所整備されている。</p> <p><u>また</u>、市の消防団は1団（<u>8</u>分団、条例定数 <u>233</u>人）であり、平成 <u>26</u>年 <u>4</u>月 <u>1</u>日現在の充足率は <u>90</u>%（<u>211</u>人）であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。（H<u>26</u>年版滋賀県消防防災年報による）</p>	<p>最新のデータ</p> <p>平成 <u>27</u>年 <u>9</u>月 <u>1</u>日に編成され「機能別消防団員」を追記した。</p>
2	4	1	23	<p>8 現在</p> <p>・・・</p> <p>なお、平成 <u>27</u>年国勢調査人口は、<u>137,247</u>人となっている。</p>	<p>8 現在</p> <p>・・・</p> <p>なお、平成 <u>22</u>年国勢調査人口は、<u>130,874</u>人となっている。</p>	<p>27年10月1日の国勢調査のデータ</p>
2	5	2	25	<p>第2節 被害の想定</p> <p>草津市防災アセスメント(平成 <u>27</u>年 <u>1</u>月)調査の・・・</p>	<p>第2節 被害の想定</p> <p>草津市防災アセスメント(平成 <u>17</u>年 <u>3</u>月)調査の・・・</p>	<p>平成27年1月防災アセスが出された。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																																				
				(1) 想定地震 草津市防災アセスメント（平成 <u>27</u> 年 <u>1</u> 月）調査では、・・・	(1) 想定地震 草津市防災アセスメント（平成 <u>17</u> 年 <u>3</u> 月）調査では、・・・																																					
2	5	2	26	<p>2 被害の概要 ・・・</p> <p>(2) 出火延焼被害 想定した出火件数及び消失棟数を集計した結果を表に示す。なお、参考に<u>夏正午、冬夕方、冬深夜</u>の想定結果も併せて示す。</p> <p>「<u>火災被害の結果</u>」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出火件数</th> <th>初期出火件数</th> <th>炎上件数</th> <th>炎上による全棟数</th> <th>消火可能件数</th> <th>残炎上件数</th> <th>延焼による全棟数</th> <th>全延焼棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏正午</td> <td>8</td> <td>4.2</td> <td>3.8</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>冬夕方</td> <td>19.7</td> <td>13.2</td> <td>6.2</td> <td>33</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>1262</td> <td>1294</td> </tr> <tr> <td>冬深夜</td> <td>4.9</td> <td>3.5</td> <td>1.4</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		出火件数	初期出火件数	炎上件数	炎上による全棟数	消火可能件数	残炎上件数	延焼による全棟数	全延焼棟数	夏正午	8	4.2	3.8	26	2	0	0	26	冬夕方	19.7	13.2	6.2	33	2	11	1262	1294	冬深夜	4.9	3.5	1.4	11	2	0	0	11	<p>2 被害の概要 ・・・</p> <p>(2) 出火延焼被害 想定した出火件数及び消失棟数を集計した結果を表に示す。なお、参考に<u>早朝、昼間時</u>の想定結果も併せて示す。</p> <p>「<u>地震火災想定結果一覧表</u>」 (表)</p> <p><u>また、夕方時の町丁目別出火想定結果を資料編IV-13に示す。</u></p>	平成27年1月防災アセスによる。
	出火件数	初期出火件数	炎上件数	炎上による全棟数	消火可能件数	残炎上件数	延焼による全棟数	全延焼棟数																																		
夏正午	8	4.2	3.8	26	2	0	0	26																																		
冬夕方	19.7	13.2	6.2	33	2	11	1262	1294																																		
冬深夜	4.9	3.5	1.4	11	2	0	0	11																																		

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																																
2	5	2	26		<p><u>(3) 道路橋梁の被害</u> <u>道路施設（橋梁）の被害確率分布図を次に示す。同図中の被害確率は、各道路施設において車両の通行が制限され、不通となる程度の被害を受ける発生確率を表している。</u> <u>なお、市全体で想定される道路橋梁の被害量は概ね13箇所程度である。</u></p>	平成27年1月防災アセスによる。(記述なし)																																
2	5	2	26	<p><u>(3) ライフラインの被害</u> ア上水道被害 想定される<u>上水道の被害</u>を次に示す。 <u>「上水道施設被害」(断水人口:断水率)</u></p> <table border="1" data-bbox="387 906 1059 1153"> <thead> <tr> <th></th> <th>直後</th> <th>1日 後</th> <th>3日 後</th> <th>1週 間後</th> <th>1か 月後</th> <th>2か 月後</th> <th>3か 月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>断水人口</td> <td>121,219</td> <td>120,504</td> <td>116,657</td> <td>103,731</td> <td>30,197</td> <td>3,778</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>(断水率)</td> <td>(93%)</td> <td>(92%)</td> <td>(89%)</td> <td>(79%)</td> <td>(23%)</td> <td>(3%)</td> <td>(0%)</td> </tr> </tbody> </table>		直後	1日 後	3日 後	1週 間後	1か 月後	2か 月後	3か 月後	上水道施設								断水人口	121,219	120,504	116,657	103,731	30,197	3,778	386	(断水率)	(93%)	(92%)	(89%)	(79%)	(23%)	(3%)	(0%)	<p><u>(4) ライフラインの被害</u> ア上水道被害 想定される<u>水道管被害数、断水戸数及び最大復旧日数</u>を次に示す。 <u>「上水道の被害想定結果(全市)」</u></p>	平成27年1月防災アセスによる。
	直後	1日 後	3日 後	1週 間後	1か 月後	2か 月後	3か 月後																															
上水道施設																																						
断水人口	121,219	120,504	116,657	103,731	30,197	3,778	386																															
(断水率)	(93%)	(92%)	(89%)	(79%)	(23%)	(3%)	(0%)																															

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																		
2	5	2	(27)		<u>イ 下水道被害</u> <u>想定される下水道管被害数および復旧状況を次に示す。</u> <u>「下水道の被害想定結果（全市）」</u>	平成27年1月防災アセスによる。(記述なし)																		
2	5	2	26	<u>イ 電力供給施設被害に</u> 想定される電力供給施設被害数を次に示す。 <u>「電力供給施設被害」</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地震直後</th> <th>1日後</th> <th>2日後</th> <th>3日後</th> <th>1週間後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停電件数</td> <td>72,069</td> <td>53,337</td> <td>36,777</td> <td>24,832</td> <td>1,251</td> </tr> <tr> <td>(停電率)</td> <td>(98%)</td> <td>(73%)</td> <td>(50%)</td> <td>(34%)</td> <td>(2%)</td> </tr> </tbody> </table>		地震直後	1日後	2日後	3日後	1週間後	停電件数	72,069	53,337	36,777	24,832	1,251	(停電率)	(98%)	(73%)	(50%)	(34%)	(2%)	<u>ウ 電力施設被害</u> 想定される電力施設被害数及び支障復旧状況を次に示す。 <u>「電力施設の被害想定結果（全市）」</u>	平成27年1月防災アセス
	地震直後	1日後	2日後	3日後	1週間後																			
停電件数	72,069	53,337	36,777	24,832	1,251																			
(停電率)	(98%)	(73%)	(50%)	(34%)	(2%)																			
2	5	2	(29)		<u>エ 通信施設被害</u> <u>想定される通信施設被害数および支障復旧状況を次に示す。</u> <u>・・・</u>	平成27年1月防災アセスによる。																		
2	5	2	27	<u>(4) 人的被害</u> 想定地震による死傷者について算出した想定数を次に示す。 人的被害集計	<u>(5) 人的被害</u> 想定地震による死傷者 <u>ならびに避難者</u> について算出した想定数を次に示す。 人的被害集計表	平成27年1月防災アセスによる。																		

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏正午</th> <th>冬夕方</th> <th>冬深夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td colspan="3">137,327</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>335</td> <td>482</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>3,102</td> <td>3,947</td> <td>4,786</td> </tr> </tbody> </table>		夏正午	冬夕方	冬深夜	人口	137,327			死者数	335	482	523	負傷者数	3,102	3,947	4,786	(表)	
	夏正午	冬夕方	冬深夜																			
人口	137,327																					
死者数	335	482	523																			
負傷者数	3,102	3,947	4,786																			
2	5	3	27	<p>3 被害想定のおまとめ</p> <p>(1) 想定被害の概要</p> <p>ア 死者：<u>530</u>人程度</p> <p>イ 重傷者：<u>440</u>人程度</p> <p>ウ 負傷者：<u>4,800</u>人程度</p> <p>エ 避難者：<u>16,400</u>人程度</p> <p>オ 建物全壊・大破：<u>9,700</u>棟程度</p>	<p>3 被害想定のおまとめ</p> <p>(1) 想定被害の概要</p> <p>ア 死者：150人程度</p> <p>イ 重傷者：150人程度</p> <p>ウ 負傷者：1,500人程度</p> <p>エ 避難者：10,000人程度</p> <p>オ 建物全壊・大破：4,000～4,500棟程度</p>	平成27年1月防災アセスによる。																
2	5	3	27	<p>(2) ライフライン被害</p> <p>ア 上水道</p> <p>琵琶湖西岸断層帯の南部を震源とした地震が想定し得る最大規模（マグニチュード7.8）で発生した場合、<u>震災直後は、全戸の約90%が断水し、完全復旧には約3ヶ月を必要とする。</u>地震直後の応急給水量は支障人口約<u>120,000</u>人に対して1日当たり約<u>360,000</u>リットル必要となる。</p>	<p>(2) ライフライン被害</p> <p>ア 上水道</p> <p>琵琶湖西岸断層帯の南部を震源とした地震が想定し得る最大規模（マグニチュード7.8）で発生した場合、<u>市全域で650箇所程度の上水道管路被害が発生し、全世帯の9割以上(約40,000戸)が一時断水となると予想される。</u>地震直後の応急給水量は支障人口約<u>100,000</u>人に対して1日当たり約<u>300,000</u>リットル必要となる。</p>	平成27年1月防災アセスによる。																

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
2	5	3	27	イ 下水道 <u>終末処理は、水処理故障、ポンプ故障が想定され、中継ポンプ場のポンプ故障も想定される。</u>	イ 下水道 市全域で <u>1000 箇所程度</u> の下水道管路被害が想定され、 <u>応急復旧には 8.5 日、本復旧には 3.5 ヶ月かかるものと想定される。</u>	平成27年1月防災アセスによる。
2	5	3	27	ウ 電気 <u>3 日後の電力供給率は、全市域で約 66%と想定される。</u>	ウ 電気 電柱が 88 本折損し、市全域で約 7,000 世帯が停電すると推定される。	平成27年1月防災アセスによる。
3	1	1	32	2 普及の手段 ・・・ <u>(7) 市民活動団体(者)による普及活動</u>	2 普及の手段 ・・・	28 年度から新規運用
3	1	3	33	第1 現状と計画方針 市域における河川、ため池、がけ地、 <u>地すべり、山地災害の恐れのある箇所</u> 、宅地造成地、危険物施設、・・・	第1 現状と計画方針 市域における河川、ため池、がけ地、宅地造成地、危険物施設、・・・	風水害時に記載あるため追加。
3	2		35	第1 計画方針 ・・・電気通信設備および回線の <u>故障等に対し</u> 、迅速かつ・・・	第1 計画方針 ・・・電気通信設備および回線の迅速かつ・・・	文言見直しのため。
3	2		37	5 携帯電話による通信 携帯電話等については、災害時優先携帯電話を確保しており、災害時における有効な非常用通信として使用する。	5 携帯電話による通信 携帯電話等については、災害時優先携帯電話(<u>ドコモ</u>)を <u>7基</u> 確保しており、災害時における有効な非常用通信として使用する。	増大の可能性があるため。

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
3	4	2	41	第3 事業計画 1 都市不燃化の促進 (1) 防火地域の指定 防火地域を <u>指定し</u> 、・・・	第3 事業計画 1 都市不燃化の促進 (1) 防火地域の指定 防火地域を <u>積極的に指定し</u> 、・・・	指定は積極的にはしていないため。
3	4	2	42	第3 事業計画 3 土地区画整理事業の促進 ・・・・地震や火災に強いまちの形成を促進する。 <u>南草津プリムタウン土地区画整理事業</u> <u>地域</u> : 南笠町、野路町、矢橋町の一部、面積 <u>約32.3ha</u> <u>計画期間</u> : 平成27年度～平成34年度(予定) <u>事業計画作成</u> : 平成27年度 <u>組合設立</u> : 平成27年度 <u>工事期間</u> : 平成29年度～平成33年度(予定)	第3 事業計画 3 土地区画整理事業の促進 ・・・・地震や火災に強いまちの形成を促進する。	現在施行中の事業を記載

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
3	5	2	46	<p>第2節 救助施設等整備計画</p> <p>・・・</p> <p>第2 現況</p> <p>・・・</p> <p>また、市内 <u>1.4</u> 箇所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、・・・</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・前線基地・サテライト基地に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。</p> <p><u>また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</u></p>	<p>第2節 救助施設等整備計画</p> <p>・・・</p> <p>第2 現況</p> <p>・・・</p> <p>また、市内 <u>1.3</u> 箇所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、・・・</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・前線基地・サテライト基地に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。</p>	<p>平成27年1月防災アセスによる。</p> <p>27.3に老上西小防災倉庫が新設</p> <p>平成27年防災アセスの反映</p>
3	8	2	55	<p>第1 現況と計画方針</p> <p>本市の公共下水道（汚水）は、平成 <u>27</u> 年度末現在では整備面積約 <u>2,427</u> h a、管渠延長約 <u>472</u> km となり、全市民の <u>95.7</u> %にあたる約 <u>124,900</u> 人が下水道を利用できる状況にある。</p>	<p>第1 現況と計画方針</p> <p>本市の公共下水道（汚水）は、平成 <u>25</u> 年度末現在では整備面積約 <u>2,413</u> h a、管渠延長約 <u>457</u> km となり、全市民の <u>95.5</u> %にあたる約 <u>122,000</u> 人が下水道を利用できる状況にある。</p>	<p>下水道事業の実施状況(平成28年3月末)による</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
3	9		56	<p>第1計画方針</p> <p>3 防災指導員と市民防災員制度<u>および市民活動団体(者)</u>の運用</p> <p>・・・さらに市民防災員を消防<u>職団員</u>OBからなる防災指導員が側面から支援することにより、市域全体の防災力を高めようとするものである。<u>また、防災指導に市民からの幅広い見識を取り入れるために、市民活動団体(者)で、活動実績を有するものを「草津市ぼうさい応援隊」として登録し、共助による防災体制を推進する。</u></p>	<p>第1計画方針</p> <p>・・・</p> <p>3 防災指導員と市民防災員制度の運用</p> <p>・・・さらに市民防災員を消防団OBからなる防災指導員が側面から支援することにより、市域全体の防災力を高めようとするものである。</p>	<p>28年度からの運用を目指し、「草津市ぼうさい応援隊」が設置された。</p>
3	9		58	<p><u>(7) 地区防災計画の策定</u></p> <p><u>各学区において、地域の地形や特性、また実状等に応じた防災体制を確立し、災害対策への基盤となる地区防災計画を策定する。</u></p>	<p>追加</p>	<p>地区防災計画を追加</p>
3	10		59	<p>第2 現況</p> <p>市域において、・・・</p>	<p>第2 現況</p> <p>市域において、・・・</p> <p><u>また、保育所、特別養護老人ホームおよび障害福祉サービス事業所をはじめ老人福祉センター、隣保館等多数の社会福祉施設が存在する。</u></p> <p><u>資料編 VII-7：社会福祉施設等一覧</u></p>	<p>外国人の災害対策等のため「機能別消防団員」を編成した。</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>このため、平成 22 年度から独居高齢者等に急病や事故等の緊急事態が発生した場合、電話回線を介して大阪ガスセキュリティーサービスに通報できる「緊急通報システム」を導入し、防災体制の推進を図るとともに、<u>市内で障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所と災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定を締結している。</u></p> <p>資料編 I-11：草津市緊急通報システム利用要綱</p> <p>資料編 I-18：草津市障害者緊急通報システム事業運営要綱</p> <p>資料編 IV-1：避難所等一覧表</p> <p>また、国際化が・・・防災対策を推進するため平成 27 年 9 月に消防団本部に「機能別消防団員」を編成した。</p>	<p>このため、平成 22 年度から独居高齢者等に急病や事故等の緊急事態が発生した場合、電話回線を介して大阪ガスセキュリティーサービスに通報できる「緊急通報システム」を導入し、防災体制の推進を図っている。</p> <p>資料編 I-11：草津市緊急通報システム利用要綱</p> <p>また、国際化が・・・防災対策を考慮する必要がある。</p>	
3	11		62	<p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>(2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動</p> <p><u>(3) 機能別消防団員との連携</u></p>	<p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>(2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動</p>	外国人の災害対策等のため「機能別消防団員」を編成した。

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
3	12		62	<p>第12章 広域避難・避難収容体制の整備<u>および車中泊避難者とエコノミークラス症候群対策</u></p> <p>市は、災害時に危険地域から・・・受入れる場合も含め検討する。</p> <p><u>平成28年熊本地震では、多くの車中避難者が発生し、車中泊によるエコノミークラス症候群患者が多発した。</u></p> <p><u>このため、車中泊避難者の支援体制とエコノミークラス症候群患者の対策を迅速に行うため、避難所、関係医療機関および、ボランティアセンターとの連携を図る。</u></p>	<p>第12章 広域避難・避難収容体制の整備</p> <p>市は、災害時に危険地域から・・・受入れる場合も含め検討する。</p>	<p>平成28年熊本地震の被害対応 (車中泊避難者の物資配分とエコノミークラス症候群への対応)</p>
4	1	1	68	<p>(6) 避難対策部前線基地班 ・・・</p> <p>(ウ) サテライト基地 前線基地を補完するため、前線基地に指定していない<u>広域避難所</u>にサテライト基地を設置する。</p>	<p>(6) 避難対策部前線基地班 ・・・</p> <p>(ウ) サテライト基地 前線基地を補完するため、前線基地に指定していない<u>小学校</u>にサテライト基地を設置する。</p>	<p>防災倉庫の追加整備によるもの</p>
4	1	2	69	<p>(イ)被害状況の把握 イ・・・</p> <p>なお、市長が不在のときは、<u>草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号)第2条各号に掲げる順序により</u>副市長が、副市長が不在のときは、危機管理監が配備等の決定を行い、指揮するものとする。</p>	<p>(イ)被害状況の把握 イ・・・</p> <p>なお、市長が不在のときは、副市長が、副市長が不在のときは、危機管理監が配備等の決定を行い、指揮するものとする。</p>	<p>副市長が増員したことによる追記</p>
4	2	1	74	<p>(2)<u>県への応援要請</u></p>	<p>(2)<u>県の応援</u></p>	<p>文言修正</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	2	1	75	(5) ……その際、即報が <u>2件</u> 以上にあたる時は、……	(5) ……その際、即報が <u>2</u> 以上にあたる時は、……	単位が不明のため。
4	2	1	77	(3)防災関係機関情報交換担当部署 <u>(4)県は、被害が甚大な市町に対しては、効果的な被害状況等の収集および相互の連絡のため、連絡員を地方本部から市町本部あてに派遣する。</u>	(3)防災関係機関情報交換担当部署	情報連絡員派遣の明記
4	2	2	78	(4) 放送機関に対する放送要請 ア 災害放送 ……関西テレビ <u>放送</u> (株)、 <u>読売</u> テレビ <u>放送</u> (株)に対して、……	(4) 放送機関に対する放送要請 ア 災害放送 ……関西テレビ(株)、 <u>読売</u> テレビ(株)に対して、……	訂正
4	4	2	88	3 避難所の運営 ……この際、避難所の運営における <u>車中泊避難者対策やペット対策</u> 、女性の参画を推進するとともに、……	3 避難所の運営 ……この際、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、……	車中泊避難者対策とペット対策の追加
4	4	3	92	第1 計画方針 地震が発生した場合、 <u>初期段階においては、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救急救助および医療救護に関する応急対策を実施する。</u> <u>また、地震発生から数日が経過すると被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することが想定される。それに対する対策を明らかにし、被災者の健康状態の維持に万全を期する。</u>	第1 計画方針 地震が発生した場合、 <u>初動期において、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救急救助および医療救護に関する応急対策を実施する。</u> <u>また、地震災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が医療および助産の途を失った場合、応急的に医療、助産を施し、り災者の保護を図るものとする。</u>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	4	3	92	<p>第2 救急救助活動計画</p> <p>大地震が発生した場合には<u>広域的あるいは局地的に</u>多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、<u>県本部および市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動にあたる。</u></p> <p>1 応援要請</p> <p>市域で地震が発生した場合、被害の状況を検討の上、<u>必要に応じて</u>県、他市町および自衛隊等に<u>対して</u>応援要請を行う。</p>	<p>第2 救急救助活動計画</p> <p>大地震が発生した場合多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、市本部は、<u>県本部、地域住民、関係機関</u>との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動にあたる。</p> <p>1 応援要請</p> <p>市域で地震が発生した場合、被害の状況を検討の上、県、他市町および自衛隊等に応援要請を行う。</p>	県計画との整合
4	4	3	93	(3) 市は、・・・ <u>県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター</u> の出動要請を含め、・・・	(3) 市は、・・・ <u>県防災ヘリコプター</u> の出動要請を含め、・・・	県計画との整合
4	4	3	93	(4) <u>県、市、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の要配慮者の救助・救急を行う。</u>	(4) <u>消防機関を中心として負傷者や重病者の救急活動を行う。</u> <u>また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるために、自主防災組織等が救急活動に協力するものとする。</u>	県計画との整合
4	4	3	93	<p>1 医療救護活動計画</p> <p>市は、地震災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して</p>	<p>1 医療救護活動計画</p> <p>市は、地震災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して</p>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>進める。</p> <p>県の地域防災計画では、<u>県災害医療本部ならびに市救護本部、病院および有床診療所(以下「病院等」という。)</u>、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。</p> <p>第1フェーズ(発生から3時間<u>程度</u>)：<u>初動体制</u></p> <p>第2フェーズ(3日以内)：<u>災害派遣医療チーム(DMAT)派遣</u></p> <p>第3フェーズ(<u>4日から2週間</u>)：<u>医療救護班の派遣</u></p> <p><u>第4フェーズ(2週間から2か月程度)：医療救護活動の終了</u></p>	<p>進める。</p> <p>県の地域防災計画では、<u>県本部ならびに市本部、医療機関</u>、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ(局面)の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。</p> <p>第1フェーズ(発生から3時間<u>以内</u>)：<u>災害派遣医療チーム(DMAT：Disaster Medical Assistance Team以下DMATとする。)</u>による災害現場の医療情報の収集と報告</p> <p>第2フェーズ(<u>3時間から3日以内</u>)：<u>負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣。特に24時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間</u></p> <p>第3フェーズ(<u>3日以降</u>)：<u>保健活動</u></p>	
4	4	3	93	<p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間<u>程度</u>)</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) 県<u>災害医療本部</u>は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、<u>医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登庁を依頼するとともに</u>、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行</p>	<p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間<u>以内</u>)</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) 県は、消防本部<u>等</u>、<u>県</u>警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。</p>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>う。</p> <p>(イ) 県<u>災害医療本部</u>は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害<u>拠点病院</u>および災害が発生した医療圏域の<u>災害医療</u>地方本部に直ちに連絡する。</p> <p>(ウ) 県<u>災害医療本部</u>から連絡をうけた<u>災害医療</u>地方本部は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。</p> <p>(エ) 基幹災害拠点病院は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した<u>病院等</u>に連絡し、以後<u>これらの病院等</u>との情報共有に努める。</p> <p>(オ) 県<u>災害医療本部</u>は、<u>病院等</u>に対して・・・</p>	<p>(イ) 県は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害<u>医療センター</u>および災害が発生した医療圏域の地方本部(<u>医療班</u>)に直ちに連絡する。</p> <p>(ウ) 県から連絡をうけた地方本部(<u>医療班</u>)は、市および救急告示病院等に直ちに連絡する。</p> <p>(エ) 基幹災害拠点病院は、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣した<u>医療機関</u>に連絡し、以後これらの<u>医療機関</u>との情報共有に努める。</p> <p>(オ) 県は、<u>医療機関</u>に対して・・・</p> <p><u>イ 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動</u></p> <p><u>(ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。</u></p> <p><u>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。</u></p>	
4	4	3	94	<u>イ</u> 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要	<u>ウ</u> 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>請</p> <p>(ア)県は、・・・</p> <p>(イ)上記(ア)で<u>県災害医療本部または災害医療地方本部</u>から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMA T)を派遣する。</p>	<p>請</p> <p>(ア)県は、・・・</p> <p>(イ)上記(ア)県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMA T)を派遣する。</p>	
4	4	3	94	<p>(2) 第2フェーズ(3日以内)</p> <p><u>ア 災害派遣医療チーム(DMA T)の活動</u></p> <p><u>(ア) 災害派遣医療チーム(DMA T)は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。</u></p> <p><u>(イ) 災害派遣医療チーム(DMA T)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害拠点病院に報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。</u></p> <p><u>イ 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送</u></p> <p>・・・</p> <p>(イ)現地救護所から<u>病院等</u>へ患者を搬送する際には、・・・</p> <p>(ウ)県は必要と認めた場合は、<u>他都道府県</u>に患者の受入要請を行い、<u>他都道府県</u>の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。</p>	<p>(2) 第2フェーズ(<u>3時間から</u> 3日以内)</p> <p><u>ア 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送</u></p> <p>・・・</p> <p>(イ)現地救護所から <u>医療機関等</u>へ患者を搬送する際には、・・・</p> <p>(ウ)県は必要と認めた場合は、<u>他府県</u>に患者の受入要請を行い、<u>他府県</u>の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。</p>	<p>県計画との整合</p>
4	4	3	94	<p><u>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</u></p>		<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>ア</u> 医療救護班、<u>こころのケアチーム</u>の派遣 (ア)・・・管内の医療救護所または<u>病院等</u>に配置すべき医療救護班、<u>こころのケアチーム</u>の派遣の要請を行う。 (イ)市単独では医療需要に見合う医療救護班<u>等</u>の確保、派遣が困難な場合は、県<u>災害医療本部または災害医療地方本部</u>に医療救護班<u>等</u>の派遣要請を行う。 (ウ)県<u>災害医療本部または災害医療地方本部</u>は、市から医療救護班<u>等</u>の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は各医療関係団体、<u>他都道府県等</u>に必要な医療救護班等の派遣を要請する。</p> <p>(エ) (ウ)で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班<u>等</u>を派遣する。</p>	<p><u>イ</u> 医療救護班の派遣 (ア)・・・管内の医療救護所または<u>医療機関</u>に配置すべき医療救護班の派遣の要請を行う。 (イ)市単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に医療救護班の派遣要請を行う。 (ウ)県は、市から医療救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は<u>下記の災害拠点病院等</u>各医療関係団体、<u>および他府県等</u>に必要な医療救護班等の派遣を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所</u> ・<u>滋賀医科大学医学部付属病院</u> ・<u>日本赤十字社滋賀県支部</u> ・<u>一般社団法人滋賀県医師会</u> ・<u>一般社団法人滋賀県病院協会</u> ・<u>一般社団法人滋賀県歯科医師会</u> ・<u>一般社団法人滋賀県薬剤師会</u> ・<u>公益社団法人滋賀県看護協会</u> <p>(エ) (ウ)で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班を派遣する。</p>	
4	4	3	95	<p><u>イ</u> <u>災害医療</u>地方本部の活動 (ア)<u>災害医療</u>地方本部は、上記<u>ア</u>で派遣された医療救護班</p>	<p><u>ウ</u> 地方本部 (<u>医療班</u>) の活動 (ア)地方本部 (<u>医療班</u>) は、上記<u>イ</u>で派遣された医療救護班</p>	<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<u>等</u> の派遣場所について調整を行う。	の派遣場所について調整を行う。	
4	4	3	95	<u>(4) 第4フェーズ(2週間から2か月程度)</u> <u>11 保健衛生および防疫計画－保健活動による</u>	<u>(3) 第3フェーズ(3日以降)</u> <u>「第6章 防疫および保健衛生計画」による</u>	県計画との整合
4	4	3	95	<u>(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)</u> 災害拠点病院等が有する災害時の急性期に活動 <u>できる</u> 機動性を持ち、・・・ ・・・ イ 派遣要請基準 ・・・ c 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断され <u>る</u> 大規模災害である場合。 ・・・ (イ)県外で発生した災害の場合 <u>厚生労働省および他都道府県</u> からの派遣要請があった場合 ・・・ エ 現地合同調整所 ・・・ また、災害現場において、 <u>拠点となる現地指揮所を設置する。</u>	<u>(4) 災害派遣医療チーム(DMAT)</u> 災害拠点病院等が有する災害時の急性期に活動 <u>する</u> 機動性を持ち、・・・ ・・・ イ 派遣要請基準 ・・・ c 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断され、 <u>大規模災害である場合。</u> ・・・ (イ)県外で発生した災害の場合 <u>他府県</u> からの派遣要請があった場合 ・・・ エ 現地合同調整所 ・・・ また、災害現場 <u>での現地合同調整所</u> において、 <u>医療の拠点も設置するよう検討が必要である。</u> <u>現地調整所は市等が設置し、現地合同調整所は県が設</u>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				オ 災害派遣医療チーム(DMA T)の統括者 ・・・ <u>総括DMA Tの指揮、調整のもとに</u> 、・・・	<u>置する。</u> オ 災害派遣医療チーム(DMA T)の統括者 ・・・ <u>被災地域の地域災害医療センターが中心となっ</u> <u>て</u> 、・・・	
4	4	3	96	2 医療救護体制 県 <u>災害医療</u> 本部は、 <u>災害発生情報に基づき</u> 速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMA T)の派遣要請を行うとともに、 <u>病院等</u> の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。 ・・・ 医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた <u>医療機関団体等</u> は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。 (1) 病院等の被災状況等の把握 <u>災害医療地方本部</u> は市本部と連携し・・・ ア 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認 (ア)重症および人工透析 <u>など</u> 継続治療を要する患者の受入可能限度の確認	2 医療救護体制 県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMA T)の派遣要請を行うとともに、 <u>病院</u> の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。 ・・・ 医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた <u>医療機関</u> は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。 (1) 病院等 <u>(有床診療所を含む)</u> の被災状況等の把握 <u>地方本部 (医療班、健康福祉班)</u> は市本部と連携し、・・・ ア 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認 (ア)重症および人工透析 <u>等</u> 継続治療を要する患者の受入可能限度の確認	県計画との整合
4	4	3	96	(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機関が麻痺または低下している病院等の確認 ・・・	(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機関が麻痺または低下している病院等の確認 ・・・	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>(イ) 原状復帰に要する修繕 <u>(病院等の被災状況等の把握)</u> <u>※図を県地域防災計画(震災対策編) P154【病院等の被災状況等の把握】の図に差し替え</u></p>	<p>(イ) 原状復帰に要する修繕<u>内容</u> <u>(病院等の被災状況等の把握)</u> <u>※図</u></p>	
4	4	3	97	<p>3 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班、<u>こころのケアチーム</u>の派遣と業務</p> <p>県<u>災害医療</u>本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、<u>市救護本部</u>から医療、助産救護、<u>こころのケア</u>に関する協力要請があったとき、または医療、助産救護、<u>こころのケア</u>を必要と認めたときは、<u>各医療関係団体および関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチーム</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 医療、助産救護班、<u>こころのケアチーム</u></p> <p>医療、<u>助産活動</u>は、各医療機関が有する医療チームや<u>日本医師会災害医療チーム(JMAT)、こころのケアチームをはじめとする医療関係団体が構成する</u>医療チームであり、原則として市<u>救護</u>本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。</p>	<p>3 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班の派遣と業務</p> <p>県本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、<u>市本部</u>から医療、助産救護に関する要請があったとき、または医療、助産救護を必要と認めたときは、<u>日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、社団法人滋賀県病院協会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、公益社団法人滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>・・・</p> <p>(2) 医療、助産救護班</p> <p>医療、<u>助産救護班</u>は、各医療機関が有する医療チームまたは<u>医療関係団体が構成する</u>医療チーム(<u>JMAT等</u>)であり、原則として市本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。</p> <p>・・・</p>	<p>県計画との整合</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>・・・</p> <p>(ウ)衛生材料の支給 <u>ウ こころのケアチームの業務</u> <u>(ア)被災者の心理的影響についての情報の収集</u> <u>(イ)心のケアを必要とする人へのケアの提供</u> <u>(ウ)その他、地元地域の要請に応じた支援</u></p> <p>(3) 連絡調整 医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって<u>災害医療本部、災害医療地方本部、市救護本部</u>があたるものとする。</p>	<p>(ウ)衛生材料の支給</p> <p>(3) 連絡調整 医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって<u>県本部、地方本部、市本部</u>があたるものとする。</p>	
4	4	3	98	<p><u>(指揮命令および連絡調整)</u> <u>※図を県地域防災計画（震災対策編）P155【指揮命令および連絡調整】の図</u></p>	<p><u>(指揮命令および連絡調整)</u> <u>※図</u></p>	県計画との整合
4	4	3	98	<p>4 医療機関の初動活動 病院等(有床診療所を含む)は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、2(1)に基づく<u>災害地方医療本部</u>または<u>市救護本部</u>の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。 ・・・</p> <p>エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材</p>	<p>4 医療機関の初動活動 病院等(<u>有床診療所を含む</u>)は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、2(1)に基づく<u>地方本部（健康福祉班）</u>または<u>市本部</u>の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。 ・・・</p> <p>エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材</p>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>および医療従事者を<u>災害医療地方本部</u>に供給要請する。</p> <p>オ <u>災害医療地方本部</u>の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所<u>で</u>の救護活動を行う。</p> <p><u>(医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図を県地域防災計画（震災対策編）P156【医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応】の表に差し替え</u></p>	<p>および医療従事者を<u>地方本部(保健所長)</u>に供給要請する。</p> <p>オ <u>地方本部(健康福祉班)</u>の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所<u>で心のケアを含めた</u>救護活動を行う。</p> <p><u>(医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図</u></p>	
4	4	3	99	<p>ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院</p> <p>(ア)重症および人工透析<u>など</u>継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、<u>災害医療地方本部</u>に協力要請する。</p> <p>また、広域的な搬送体制が必要な場合は、<u>災害医療地方本部</u>に要請する。</p> <p>(イ)病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を<u>災害医療地方本部</u>に供給要請する。</p> <p>(ウ)原状復帰後は<u>災害医療地方本部</u>に報告するとともに、救護活動を行う。</p> <p><u>(簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対</u></p>	<p>ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院</p> <p>(ア)重症および人工透析、<u>慢性疾患等</u>継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、<u>消防局、地方本部（保健班）等</u>に協力要請する。</p> <p>また、広域的な搬送体制が必要な場合は、<u>県本部</u>に要請する。</p> <p>(イ)病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を<u>地方本部（保健班）</u>に供給要請する。</p> <p>(ウ)原状復帰後は<u>地方本部(保健班)</u>に報告するとともに、救護活動を行う。</p> <p><u>(簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対</u></p>	県計画との整合

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p><u>応)</u> <u>※図を県地域防災計画（震災対策編）P156【簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応】の図</u></p> <p>イ 修繕不可能・・・ (ア)・・・搬送先等については、<u>災害医療地方本部等</u>に要請する。</p>	<p><u>応)</u> <u>※図</u></p> <p>イ 修繕不可能・・・ (ア)・・・搬送先等については、<u>消防局、地方本部（健康福祉班）</u>に<u>協力</u>要請する。</p>	
4	4	3	100	<p><u>(修繕不可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図を地域防災計画（震災対策編）P157【修繕等不可能な病院等の応急対応】の図</u></p>	<p><u>(修繕不可能な病院等の応急対応)</u> <u>※図</u></p>	県計画との整合
4	4	3	100	<p>6 市本部の医療救護活動 ・・・・<u>災害医療地方本部</u>を通じ日本赤十字社滋賀県支部等に・・・</p>	<p>6 市本部の医療救護活動 ・・・・<u>県本部</u>を通じ日本赤十字社滋賀県支部に・・・</p>	県計画と整合
4	4	3	101	<p>なお、救護本部はさわやか保健センターに設置するものとする。 ・・・・</p> <p>ウ 医薬品の確保 医薬品等の調達に関しては、<u>「災害時の医療救護活動に関する協定」</u>で定める医療救護計画により、<u>一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、医薬品等の不足に対応するため医薬品小売業者等と協定を締結するな</u></p>	<p>なお、救護本部はさわやか保健センターに設置するものとし、<u>同所が被災した場合は草津合同庁舎に設置するものとする。</u> ・・・・</p> <p>ウ 医薬品の確保 医薬品等の調達に関しては、<u>医薬品小売業者等と協定を締結し、流通備蓄により確保を図るものとする。なお、医薬品および衛生材料については、平素から取扱い業者、取扱い品目および供給能力等の実態を把握し、緊急</u></p>	<p>本部として適切な施設をその場で決定する柔軟性が必要と判断。</p> <p>薬剤師会と協定を締結したことにより、薬剤師会に医療品等の携行を依頼してお</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等																																				
				<p><u>ど、流通備蓄により確保を図るものとする。</u></p> <p>市本部の医療救護活動の実施体制の図 救護班からの協力要請→<u>災害医療地方本部、草津栗東医師会、</u>災害拠点病院 <u>点線矢印の削除</u></p>	<p><u>確保体制を整備しておくものとする。</u></p> <p>市本部の医療救護活動の実施体制の図 救護班からの協力要請→<u>市および近隣医療機関、</u>災害拠点病院、<u>保健所</u> <u>初期救護実施（軽傷および応急処置）から被災地外の広報病院への移送（ヘリコプター）への点線矢印</u></p>	<p>り、その他必要分については、小売業者等との協定締結等今後検討、対応する。</p>																																				
4	4	5	106	<p>2 給水の活動</p> <p>(1) 上下水道部の設置</p> <p>上下水道部を設置し、<u>上下水道総務班</u>、給水班、上下水道班および浄水場班を設ける。・・・</p>	<p>2 給水の活動</p> <p>(1) 上下水道部の設置</p> <p>上下水道部を設置し、<u>給水総務班</u>、給水班、上下水道班および浄水場班を設ける。・・・</p>	<p>上下水道の窓口の一本化</p>																																				
4	4	5	107	<p>緊急給水設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>容量・能力</th> <th>数量</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>3 t</td> <td>2</td> <td>草津市上下水道部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載車必要)</td> <td>1.5 t</td> <td>1</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ろ水器</td> <td>4 t/h</td> <td><u>10</u></td> <td>総合政策部 危機管理課</td> </tr> </tbody> </table>		容量・能力	数量	管理者	給水タンク車	3 t	2	草津市上下水道部	給水タンク (積載車必要)	1.5 t	1	同上	400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small>	12	ろ水器	4 t/h	<u>10</u>	総合政策部 危機管理課	<p>緊急給水設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>容量・能力</th> <th>数量</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>3 t</td> <td>2</td> <td>草津市上下水道部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載車必要)</td> <td>1.5 t</td> <td>1</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ろ水器</td> <td>4 t/h</td> <td><u>9</u></td> <td>総合政策部 危機管理課</td> </tr> </tbody> </table>		容量・能力	数量	管理者	給水タンク車	3 t	2	草津市上下水道部	給水タンク (積載車必要)	1.5 t	1	同上	400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small>	12	ろ水器	4 t/h	<u>9</u>	総合政策部 危機管理課	<p>28.3 老上西小備蓄倉庫増設による追加</p>
	容量・能力	数量	管理者																																							
給水タンク車	3 t	2	草津市上下水道部																																							
給水タンク (積載車必要)	1.5 t	1	同上																																							
	400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small>	12																																								
ろ水器	4 t/h	<u>10</u>	総合政策部 危機管理課																																							
	容量・能力	数量	管理者																																							
給水タンク車	3 t	2	草津市上下水道部																																							
給水タンク (積載車必要)	1.5 t	1	同上																																							
	400 <small>リットル</small> <small>リタンク</small>	12																																								
ろ水器	4 t/h	<u>9</u>	総合政策部 危機管理課																																							

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	4	7	109	第1 計画方針 <u>災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。</u> <u>また、地震災害によって・・・</u>	第1 計画方針 地震災害によって・・・	風水害等対策編と同じ表現に統一する。
4	4	7	110	2 支援要請 ・・・は、 <u>各</u> 危険度判定の対象区域・・・	2 支援要請 ・・・は、危険度判定の対象区域・・・	「各」が必要（建築物、宅地）
4	4	7	110	3 支援実施 ・・・は、 <u>各</u> 危険度判定士を市の・・・	3 支援実施 ・・・は、危険度判定士を市の・・・	「各」が必要（建築物、宅地）
4	4	7	110	4 判定実施 ・・・は、各危険度判定士の協力・・・	4 判定実施 ・・・は、各 <u>応急</u> 危険度判定士の協力・・・	名称の統一
4	4	7	110	ウ 設置戸数、建設予定地 住家が全壊、全焼または流出した世帯数の3割の範囲内 建設予定地は、 <u>野村運動公園、弾正公園、その他必要設置戸数など状況によりグラウンドなどの公共空地に整備することを検討している。</u>	ウ 設置戸数、建設予定地 住家が全壊、全焼または流出した世帯数の3割の範囲内 建設予定地は、 <u>旧草津川跡地、野村運動公園、弾正公園に整備することを検討している。</u>	旧草津川跡地 削除
4	4	8	112	なお、震度5弱以上の地震が課業時間外に発生した場合には <u>校・園長が、震度5強以上の地震が課業時間外に発生した場合には校・園長および職員が</u> 直ちに勤務校へ出向き、 <u>職員は校・園長</u> の指示に従い行動する。	なお、震度5弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、 <u>校・園長および職員は</u> 直ちに勤務校へ出向き、 <u>校長</u> の指示に従い行動する。	震度5弱で校・園長が出向き 震度5強で全職員が出向くため

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
4	4	8	114	ウ 被害を受けた物資について、市教育委員会は県教育委員会 <u>保健体育課</u> に速やかに・・・	ウ 被害を受けた物資について、市教育委員会は県教育委員会 <u>スポーツ健康課</u> に速やかに・・・	名称の訂正
4	4	9	116	6 広域火葬 市は、火葬場の火葬処理に著しい支障を生じた場合や、数多くの遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合、「滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱」および「滋賀県広域火葬事務処理要領」に基づき、広域火葬の支援を要請する。		平成27年12月より県の要綱が施行されたため、広域火葬についての項目を追加する。
4	4	9	116	<u>7</u> 災害救助法による基準	<u>6</u> 災害救助法による基準	上記追加による修正
4	4	9	116	<u>8</u> 漂着遺体の取扱い	<u>7</u> 漂着遺体の取扱い	上記追加による修正
4	6		128	第2 計画内容 ・・・ (3) 県 <u>本部</u> は被災地の状況、市 <u>本部</u> の処理能力を勘案し、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本項において以下「法」という。）第29条第2項 <u>に基づく物件に係る措置</u> または予防接種法第6条による <u>臨時の予防接種を行う。</u> 2 防疫活動の体制 (2)措置命令 ・・・	第2 計画内容 ・・・ (3) 県は被災地の状況、市の処理能力等を勘案し、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本項において以下「法」という。）第29条第2項または予防接種法第6条による <u>代執行を必要に応じ実施する。</u> 2 防疫活動の体制 (2)措置命令 ・・・	予防接種法と表記を統一

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>オ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する<u>指示</u>(市長として実施されるのが適当な場合に限る)</p> <p>(3) 検病検査および健康診断</p> <p>ア 保健所は、検病調査班を編成し、市と連携して被災地の検病調査をする。</p>	<p>オ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する<u>命令</u>(市長として実施されるのが適当な場合に限る)</p> <p>(3) 検病検査および健康診断</p> <p>ア 保健所は、<u>おおむね医師 1 名、保健師(看護師) 1 名、助手 1 名をもって</u>、検病調査班を編成し、市と連携して被災地の検病調査をする。</p>	<p>災害の状況に応じて動けるように、詳細すぎないほうがよいと判断。</p>
4	6		129	<p>3 市の行う防疫活動の種別と方法</p> <p>...</p> <p>(2) 臨時予防接種</p> <p>感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める。</p>	<p>3 市の行う防疫活動の種別と方法</p> <p>...</p> <p>(2) 臨時予防接種</p> <p>感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求める<u>ものとする</u>。</p>	<p>感染症法、予防接種法に基づき、保健所の役割を追加。</p>
4	7		132	<p>2 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>設置計画</p> <p>ア 公共下水道(汚水)、農村下水道供用区域において下水道管の寸断や処理施設の倒壊により、し尿処理ができない区域、</p> <p>また、し尿浄化槽や汲み取り槽の損傷により家庭でし尿が処理できない区域に、仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>を設置する。</p> <p>イ 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>の設置箇所については、避難所を中心に設置するほか、被害や地域の</p>	<p>2 仮設トイレ設置計画</p> <p>ア 公共下水道(汚水)、農村下水道供用区域において下水道管の寸断や処理施設の倒壊により、し尿処理ができない区域、</p> <p>また、し尿浄化槽や汲み取り槽の損傷により家庭でし尿が処理できない区域に、仮設トイレを設置する。</p> <p>イ 仮設トイレの設置箇所については、避難所を中心に設置するほか、被害や地域の実情に応じ適切に設置す</p>	<p>マンホールトイレを追記</p>

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<p>実情に応じ適切に設置する。</p> <p>ウ 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>の設置資機材については、各前線基地およびサテライト基地に備蓄してある資機材を使用するものとし、不足分については、関係販売事業者や県地方本部に連絡し、調達するものとする。</p> <p>エ 仮設トイレ<u>およびマンホールトイレ</u>の撤収にあたっては、公共下水道（汚水）等の状況を勘案しながら撤収していくものとする。</p>	<p>る。</p> <p>ウ 仮設トイレの設置資機材については、各前線基地およびサテライト基地に備蓄してある資機材を使用するものとし、不足分については、関係販売事業者や県地方本部に連絡し、調達するものとする。</p> <p>エ 仮設トイレの撤収にあたっては、公共下水道（汚水）等の状況を勘案しながら撤収していくものとする。</p>	
4	8	1	136	<p>イ 災害広報</p> <p>・・・情報共有するとともに広報車、新聞、ラジオ（<u>えふえむ草津等</u>）、テレビ、<u>窓口揭示</u>、インターネット（<u>ホームページ、フェイスブック、メール</u>）等を媒体とする・・・</p>	<p>イ 災害広報</p> <p>・・・情報共有するとともに広報車、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を媒体とする・・・</p>	139 ページ記載の方がより具体的となっているため修正。
4	9		139	<p>(2) 広報活動</p> <p>・・・インターネット(ホームページ、<u>フェイスブック</u>、メール)等・・・</p>	<p>(2) 広報活動</p> <p>・・・インターネット(ホームページ、<u>ツイッター</u>、メール)等・・・</p>	フェイスブックへの変更
4	11		145	<p>2 上下水道部の設置</p> <p>(1) 震災による水道施設被害が広範囲におよび応急復旧に相当日数を要すると判断される場合は、上下水道部を設置することができる。上下水道部に<u>上下水道総務</u></p>	<p>2 上下水道部の設置</p> <p>(1) 震災による水道施設被害が広範囲におよび応急復旧に相当日数を要すると判断される場合は、上下水道部を設置することができる。上下水道部に<u>給水総務班</u>、給</p>	上下水道の窓口の一本化

※頁の()書きは、修正前の頁です。

地域防災計画震災対策編新旧対照表

【審2-5】

部	章	節	頁	修正後内容	旧内容	理由等
				<u>班</u> 、給水班、上下水道班および浄水場班を設け、・・・	水班、上下水道班および浄水場班を設け、・・・	
4	12	2	147	3 資機材・車両・人員の確保 ・・・ (2) 復旧作業には、市職員を動員するほか、 <u>草津市管 工事協同組合</u> から応援を求める。	3 資機材・車両・人員の確保 ・・・ (2) 復旧作業には、市職員を動員するほか、 <u>草津市建 設工事市内業者協会</u> から応援を求める。	名称の修正
4	16		156	2 ボランティア活動実施体制 ・・・ (1) ボランティアの種類 ア 専門ボランティア ・・・医師会、 <u>県支援本部等</u> と協議のうえ、・・・	2 ボランティア活動実施体制 ・・・ (1) ボランティアの種類 ア 専門ボランティア ・・・医師会、 <u>建築士会等</u> と協議のうえ、・・・	実施本部（市）は支援本部（県）に支援を要請する為（直接、建築士会に支援要請しない）
4	18		161	(2) 災害警備本部等の設置 ・・・ イ 県内で震度 <u>5強</u> 以上の地震が発生し、・・・	(2) 災害警備本部等の設置 ・・・ イ 県内で震度 <u>6弱</u> 以上の地震が発生し、・・・	修正